

第3回大阪府青少年健全育成審議会 議事概要

- 日 時 平成23年12月13日（火曜日）午後5時5分から午後6時5分まで
- 場 所 大阪府男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）4階 大会議室1
- 出席者（五十音順） 井口委員 池西委員 草島委員 岸本委員 桐生委員 金田委員 加納委員 加藤委員 園田委員
西田委員 野口委員 福井委員 藤岡委員 森田委員 山上委員 渡辺委員

議題 「『子どもを守る』性犯罪対策について（第4部会報告書）」について

（第4部会長から第4部で纏めた第4部会報告書についての説明があった。）

- まず、大阪府としては性犯罪対策についてどのような対策、どうすればいいのかという形をこの部会では論議した次第。
- 一番根幹となる重要な部分だが、考え方として「性犯罪の被害に遭わないようにする」「性犯罪者を作らない社会を実現していく」というのが大きな柱。この大きな柱を軸にして今回大阪で考える対策が全国に先駆けて、全国に対してこのような提言を含めて検討したというのが一つの柱。
- これをベースにして、各委員からいただいた意見をまとめたが、大阪府での平成22年中の強姦認知件数が119件、強制わいせつが1,078件という状況。18歳未満に対するものが強姦34件約30%、強制わいせつが440件の約40%というのが、18歳未満の方が被害に遭っているという現状。
- 当然のことながら、これは暗数、つまり認知されていない犯罪の件数があるので、現時点で把握しているこれらの数というのは決して少ない数ではないという認識があるというのが、まず一つ。
- また16歳未満への声かけ等は、これまで性犯罪を行った人達に対する聞き取り調査からも明らかのように、性犯罪に結びつききっかけもしくは、とっかかり、そういった兆候として声かけ事案というものがあるということが、これまでの審議の中で明らかになってきた。ここが大阪の性犯罪被害の状況という前提として話をしたところ。
- これに対して現在どのような対策が講じられているのか、まず法務省だが、刑期中、認知行動療法を基礎として性的な目的によって行われた性犯罪者への処遇プログラムを、平成18年から矯正施設、保護観察所が実施しているということが法務省の取組ということ。
問題なのは刑期中だけということ。
- 諸外国、とくに他の先進国の取組みは、矯正施設から司法機関の手を離れるまでの期間の対策は、長期の観察期間、そして観察期間の延長、電子装着装置の活用、性犯罪者の情報の公開、一方では性犯罪者の生活環境の指導や改善体制をある意味、医療体制をしっかりと整えて多面的に行っているというのが先進諸外国の対策。
- それに比べても、我が国日本の対策というのは、まだまだ追いついていないというのが現状だと考えたところ。
- 警察では、平成17年6月から13歳未満を対象とする子ども対象・暴力的性犯罪の出所者に対して所在確認を行うなどの再犯防止の措置を行っているという現状。また、本年4月から出所後の所在確認を行なう際に、必要に応じて対象者の同意を得たうえで面接・面談を行った。その結果、大阪におきましては、この面接・面談を行った約85%がこの制度に肯定的である。そして彼らの話では、「話し相手になり、社会復帰を支援してくれるのは非常にありがたい」等の声が寄せられているというのが現状。
- では、大阪府では性犯罪対策ということに関してどのように対応していくべきかというのが、この部会の重要なポイントになる訳だが、先ほどから繰り返しているが、「性犯罪の被害に遭わない」「性犯罪者を作らない」そういった社会を作るということ、これを全国に発信していくような、しっかりとしたものを作っていきたいというのがこの部会の共通意見。この理念に基づきましてこの対応すべき具体的内容について、3つの大きな柱を設けた。
- 一番目は、広報啓発活動等の対応であるが、これは健全な社会生活を府民に対して予防の観点から

広報啓発活動を行いましょうといった観点。

- 二番目現行法上の犯罪行為に至らない程度の行為への対応は、当然のことながら保護者、或いは地域に住む子ども達に対して不安を与える行為があった場合について、その不安を与える行為に対して何らかの規制をしていきたいと思いますということ。
- そして最後、刑期終了者に対する社会復帰をはじめとした再犯防止の活動を行うということで、刑期終了者に対する対応を府独自に考えた時に、社会復帰支援策、その効率といったものを考えていきたいと思いますということである。
- 子どもの安全対策は、今までも様々な交通安全、それから非行防止、福祉、防災等の観点から行っている。しかし、特に性犯罪、今回問題にしている子どもに対する性犯罪については地域の防犯活動だけではなかなか覆い切れないといった問題がある。このことに関しまして社会の意識の醸成が必要であろうという風に考えている。
- 特に社会全体で子どもを守るというか、社会全体、行政、警察、教育機関、事業者、府民などで連携する幅広い社会全体で守るといった意識を高めていく。性犯罪という犯罪の中でも特異な犯罪、特質のある犯罪になる訳だが、この特質、性質を十分に配慮しながら子どもを守るといった法益が必要になってくる訳で、全体的な子どもの安全対策を考えていきたいと思います、広報啓発活動をやっていきたいと思いますというのが一つの柱です。
- この柱を受けて二番目、現行法上、犯罪行為に至らない程度の行為への対応であるが、具体的な例をあげれば、子どもに対する声かけ事案に対してどのように対応していくのかといったことを検討した。
- 特に、社会を震撼させる事件という訳ではなく、事件に発展しないまでもなく、子どもに不安を与える等の不審に感じるような情報が、年間 500 件通報されているという現状がある。
- この 500 件という通報は、当然のことながら、子どもそして子どもを持つ保護者の方々、そして地域社会に大きな不安を与えている、この不安に対して何らかの対応を講じなければいけない、こう考えた。
- 規制の内容をみると、保護する年齢は、自ら危険を回避する防衛能力が低いと考えられることから 13 歳未満とすることが妥当ではないかということでした。
- 条例化にあたっては対象となる行為を具体的に明示することが重要だと意見を受け、声かけ事案だけでなくこれらの言動、ことさら子どもに接近する行為や自己の支配下に置こうとする行為等等、このような行為に関しても、不安を与えたととらえ、この行為に対しても検討をした。
- そして、この常習者は犯罪を犯す危険性が非常に高いということを考えて、その対象を処罰の対象と考えるという点にある。
- 前兆行為の規制ということで、そもそも犯罪行為に極めて近い行為に対しても刑罰を含めた規制、これは重大犯罪、重大事件の被害者になるということ防止する意味で、そして行為者に対して警鐘をあたえるということで、この性犯罪の未然防止に資する行為ということで判断し、規制すること。
- 最後、禁止行為違反者を発見した場合、特に 13 歳未満の子どもが、自分が一体どういった行為をされたのか、どういった現状があるかといったことをなかなか認識できないといった場合を考え、この禁止行為を発見した場合は地域住民、保護者等などの、その子どもを守るという意識高揚の観点からも積極的な通報を行うものである。規制の内容については、これらの観点から検討をした。
- 次は、刑期終了者に対する対応。法務省の取組みが実際のところ刑事施設の中での待遇であり、刑期終了者に対する主な取組みといたしまして更生保護施設、それらが一部認められる程度である。
- 特に、国の資料にもあったが、「相談先が見つからないまま再犯に至っているものが多い」ということが記載されており、性犯罪の受刑者からも「再犯については何らかの不安を感じている。誰か、周りで支えてくれている人がいれば良い」といったアンケート結果もあるということが明らかとなっている。
- このことを踏まえ、現在、警察官の対応ということで見守り活動が行われている訳だが、もう一歩進んだ対策、臨床心理士、医師、民間の保護司、警察官等によるひとつのチームからなる社会復帰

支援員というものを設けて、刑期を終了した者に対して社会復帰への相談ないしは支援活動を行うといったところまで踏み込んで考えてみてはどうかと部会では検討した。

- 保護観察所等の関係機関と十分に連携を取りながら、この社会復帰支援制度を実効性のあるものにする。この点が非常に重要で、条例が施行し、相談方法等を確立し、研修などについてもしっかりと検討しながら、今後の検討事案という形でいきたいと考えています。
- ただ、一番問題になってくるのは、刑期終了者に対する対応で、住居等を届けてもらう義務化の問題がある。この届出制度の内容は、届出者の限定、そして届出期間、そして届出情報を限定する等の対象者に過度な負担を負わせる必要のないように配慮する必要がある。
- 対象者のプライバシーへの十分な配慮と届出情報の厳格な管理は、当然必要不可欠なことである。
- 届出者の限定は強姦などの暴力的性犯罪に児童ポルノの製造の罪を加える。
- 対象性犯罪の対象年齢については、子どもを守る視点から、児童福祉法、大阪府青少年健全育成条例等を参考にして18歳未満。届出期間は、5年間に限定することが適当である。
- 届出情報は、居住地等、届出制度の運用に必要な不可欠な情報に限定すべきと考える。
- 届出情報は、大阪府を管理者として、情報については社会復帰支援活動に限定し、厳格に運用する。
- 届出制度の目的は、出所者の社会復帰支援が目的である。
- 社会復帰が目的であるから、届出義務の実効性を担保する手法としては、行政罰とするべきである。
- これらの項目に関してこの第4部会では検討した。
- 当然のことながら、このようなものを柱とした条例を制定した後は、その効果検証、効果測定も必要である。
- 今回の提案する報告書がパーフェクトという訳ではない。条例制定後においても、検討を加え、しっかりと検証し、必要に応じて新たな対策、修正を図っていく、そういった柔軟な対応も必要と考えているところ。
- 最後、国への要望も必要であると。刑期終了者に対する対応に関しては、本来、国が法制度として確立しそして実施すべきであるが、このことに関して、大阪府が先陣を切って、できるだけ国に対して早期に対応して欲しい、そして国に先駆けて大阪府の取組みを財政的な面も含めて支援していただきたいということを要望しながら、同時進行的に踏まえていきたいというのがこの第4部会報告書の概要

(委員意見)

- このテーマは大変重要な問題であり、対策が必要であるということは承知しているが、その必要性、緊急性というか、その辺りがどうか。大阪が全国に先駆けてこうした施策を早急に打ち出す必要があるのか。また、家庭の中の虐待の問題もある。
- 社会復帰支援員で、保護司は高齢化や対応が非常に難しいという問題などがあり、「私たちどれだけやらなければいけないの」とならないか。もう少し広げて、他にも参加出来るような対応は可能なのか。
- 行為者が犯罪に至る社会的な背景ってというのは調査があるのか。

(部会長の説明)

- 当初は大阪がワーストワンというのが前提にあったが、部会の中ではそうじゃない。むしろ、そもそも日本が性犯罪に対して対策が遅れているのだという認識になった。緊急性というのは、日本そのものが遅れているからである。
- 「社会復帰支援員」は仮称で、ある程度メンバーを決めさせてもらったが、出来ればもっと広く、いろんな方の知恵をいただきながら、専従の人を育てていきたいというのが方向性。現時点での人的支援としては、やはり最も近い保護司の方々のお知恵や経験をお借りしたいというのが本音。
- 行為者が犯罪に至る背景については、警察が認知した件数が、大阪が他の県に比べて非常に多いと。警察が認知した件数については、暗数というか、被害をなかなか名乗り出にくい状況とか、色々背景がある。特に犯罪そのものと社会的な背景、経済状況というのは関係性が高い訳だが、犯罪行為そのものは、生物学的な理由と社会的理由というのがある。窃盗等の経済犯は、社会的な要因、経

済活動等などが影響される犯罪と考えられるわけだが、性犯罪につきましては、どちらかと言うと生物学的、医学的な要因が強いと考えられております。今回専門の委員から、様々な指摘、意見を頂きながら検討してきましたので、むしろ性犯罪者その者に対するアプローチが効果的であろうということになった。

(委員意見)

○一定期間後に効果検証を行うということだが。

(部会長の説明)

○効果検証については、何事も物事を行った時には効果的かどうかを検証して、それを広く府民に知らせなければならないということが大前提。具体的にどの程度の期間をもって行い、どのような尺度、どのような事で効果を検証するかは、十分に討議が出来なかったところ。まずは、この条例が施行された時点を目安として、それから一定期間、ある程度の期間を、どのような事を検証すべきか、刑期終了者に対する対応の効果の測定も必要だが、それも含め今後、考えていかなければいけないという意見が出たところ。

(委員意見)

○情報公開は想定しているか。

◇これからの審議会の報告書を頂いた上で、これから条例化という形になるが、厳格に対応しないとイケない。開示は一切しない。あくまで社会復帰支援活動をするために、その方と行政とがパイプを持つための情報をいただくという形で今検討を進めるのではと思っている。

(委員意見)

○性非行のある子どもにもプライバシーがあって、彼らの情報を誰にどこまで伝えるかっていう時には、また再犯が起きる可能性が高く、被害者が出る危険性が高くて、その被害者を守る立場にある人に、守るために必要なためだけの情報を伝えるっていうのが原則で、例えば学校の先生にも校内で非行が起きていて、且つお子さんの対応力などが凄く弱い場合とかには、監督をしてもらうために誰か適切に必要な情報だけをお伝えするっていう事はやると思います。

○今ここで届出のところで、果たしてどの程度再犯防止の効果が実際あるのかどうかという事と対応の仕方も再犯のリスクも様々だと思う。

実際問題として、これだけの大阪府の人数がいて、出所してくる受刑者とか、保護観察が終わった対象者に対して対応するには、資力もエネルギーも必要となると思う。

ようやく高齢者だとか障害のある方々、刑務所から出てきた方々への就労支援がようやく始まったばかり。

個人的には、本当にやれるのだったら素晴らしい、日本に先駆けた素晴らしい取組だなと思いますが、そこまでの覚悟が実際お有りなのかどうか。

一見相談と組み合わせるっていうのは、とても言葉が不適切かもしれませんが、耳障りは言いんですが、もしかすると届出だけという事が先に来ている、しかも何故性犯だけなのか。

欧米では情報公開とかもあって、小児性愛、強制わいせつの犯歴がある人は住んではいけないという風になっている。

○これをきちっとアフターケアしようと思ったら予算がいる。ちゃんと体制を議会でも通してもらって、作ってもらわなければならない。でも、ポイントは、子どもの人権を守るというところで、そうせざるを得ないかなと悩むところが随分たくさんあったりする。

○実際上は、委員の中にも専門の治療施設も作ってというようなことが頭の中にはあると思うですけども、それでも何もしない日本に警鐘を行うという事は、一般啓蒙とかそういう意味も含めて、意義があるんじゃないかなと思います。

(会長から事務局に説明を求める)

◇既に法務省と警察庁との連携の中で、一定の本人の同意が前提ということにはなっているわけですが、通達に基づく個別の接触、面談、そして相談に乗る、そういう取組みがスタートしているという現状。それだけでも一定の効果を上げつつあるということもある。単に警察が再犯、子どもを守るために、やはり取り組まざるを得ないというような状況から、大阪府として、さらに一歩

踏み込んで社会全体として性犯罪を抑止する、再犯を防止する。そういった事が出来ないかという事で、いろんな方策をご提示していただいた。当然予算、財源を用意しないと新たなマンパワー、人材というものは拡大できない、制度が運用できないという風に考えておりますので、我々としては、この審議会のご意見も含めて、思い切り大阪府の行政の背中を押していただきたい。そして府民の理解も得ながら必要な制度条件、予算を含めたそういったものもですね、条例が実際に施行するまでに、準備を整えていければと考えております。一気に諸外国のような事はとても出来ないと思いますけど、今の取組みをさらに大阪府独自にマンパワーを何らかの形で制度化するという方向で、頑張って進めていきたいと考えております。

(会長)

- 審議会としては行政の背中を押す、知事や、或いは議会でそういう体制を含めて整うように頑張ってもらおうということとし、今日出た意見は、会長、副会長、部会長で整理させていただく。皆さんの意見をしっかり踏まえて、行政の後押しをするというような方向に進めたいと思います。

※ ○は委員意見 ◇は事務局説明